

甲州市結婚等新生活支援補助金に関する Q&A 【令和 6 年度版】

1 住所に関すること		
Q1-1	甲州市に住民票がないと対象になりますか。	申請日に、夫婦等の双方または一方が甲州市に住所を有し、住民基本台帳に記録されていることが必要です。
Q1-2	市外で結婚して甲州市に転入してきた場合、対象になりますか。	婚姻またはパートナーシップ登録（甲州市又は山梨県）を機に、甲州市へ転入してきた場合は対象となります。 ※婚姻日・パートナーシップ登録日は令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとなります。
2 所得に関すること		
Q2-1	所得とは何を指しますか。	給与所得の方は、1 年間の給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額です。自営業の方は、1 年間の収入（売上金額）から必要経費を差し引いた利益に相当する金額です。 ※複数の所得がある場合はそれぞれの所得を合算した金額（例：給与所得＋一時所得など）となります。
Q2-2	いつの所得で判定するのですか。	令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの夫婦等それぞれの所得の合計額で判定します。
Q2-3	貸与型奨学金を返済していた場合、所得から控除できますか。	令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日の間に返済した金額は控除できます。奨学金返還証明書（証明書の提出が困難な場合は通帳の写しや領収書）など、年間返済額がわかる書類をご提出ください。
3 その他申請要件に関すること		
Q3-1	年齢は数え年で計算するのですか、満年齢で計算するのですか。	満年齢で計算します。※誕生日の前日に年齢が加算されますのでご注意ください。（年齢計算に関する法律及び民法に基づく） 例えば、1994（平成 6）年 9 月 1 日生ま

		れの場合、2024（令和6）年8月31日に30歳となります。
Q3-2	申請時点で40歳になりますが、対象になりますか。	婚姻日またはパートナーシップ登録証（甲州市又は山梨県）の登録日における年齢が39歳以下であれば対象となります。
Q3-3	生活保護を受給している場合、補助の対象となりますか。	対象となります。ただし、本補助金の対象となる経費（住宅賃借費用、引越費用）について、生活保護による生活扶助や住宅扶助、その他の扶助を受給している場合、その部分は対象外となります。
Q3-4	過去に他の市区町村で同様の補助金を受けたことがありますか。	対象となりません。夫婦等の一方または双方が過去に同様の補助金を受けたことがある場合は補助の対象となりません。
Q3-5	申請年度中に夫婦等が受け取った補助金が補助金の上限額に達していなかった場合、その差額を追加申請できますか。	申請年度に受け取った補助金が上限額に達しなかった夫婦等については、翌年度に限り、その差額を上限に申請できる場合があります。
4 対象経費に関すること <共通>		
Q4-1	いつ支払った費用が補助の対象となりますか。	婚姻またはパートナーシップ登録（甲州市又は山梨県）を機とした費用であって、令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に支払った費用が対象です。
5 対象経費に関すること <取得・賃借>		
Q5-1	勤務先から住宅手当が支給されていない場合も、証明が必要ですか。	必要です。住宅手当支給証明書により支給がないことを記載していただきます。
Q5-2	親族が保有する物件を賃借または取得した場合は対象となりますか。	対象となります。ただし、住宅取得や住宅賃借のための契約書により、内容が確認でき、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦等のいずれかが行っていることが必要です。
Q5-3	契約名義人が夫婦等の親であり、夫婦等が親に住宅賃借費用または住宅取得費用相当分を支払っている場合、補助の対象となりますか。	対象となりません。
Q5-4	夫婦等の両方または一方の親等の親族が	対象となります。ただし、住宅取得や住

	同居する場合にも補助対象となりますか。	宅賃借のための契約名義が夫婦等のいずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦等のいずれかが行っていることが必要です。
6 対象経費に関すること <取得>		
Q6-1	住宅取得費用の対象となるのはどのようなものですか。	住宅取得費用は、購入費のみです。土地購入代、住宅ローン手数料、設備購入費、火災保険料・家財保険料は対象になりません。 婚姻日またはパートナーシップ登録証（甲州市又は山梨県）の登録日より前に取得した住宅にあっては、婚姻日またはパートナーシップ登録証（甲州市又は山梨県）の登録日から起算して1年以内に婚姻またはパートナーシップ登録を機として取得した住宅であることが必要です。
Q6-2	現在、住宅を建築中で、住宅の住所に住民票を置くことができない場合、申請することができますか。	申請することはできません。支払い対象期間内に、住宅を取得し、住民票を当該住所に置くことができれば可能です。
7 対象経費に関すること <賃借>		
Q7-1	住宅賃借費用の対象となるのはどのような費用ですか。	賃料、共益費、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、仲介手数料です。駐車場代（家賃と一体分の場合は除く）、物件の清掃代（敷金、礼金と同様の性質を有する場合は対象）、更新手数料、光熱水費、設備購入費、火災保険料・家財保険料は対象になりません。
Q7-2	夫婦等の一方が婚姻またはパートナーシップ登録前から賃借している物件に婚姻またはパートナーシップ登録（甲州市又は山梨県）を機にもう一方が入居する場合、補助の対象となる経費は何ですか。	引越費用と、同居または婚姻またはパートナーシップ登録（甲州市又は山梨県）後の家賃・共益費が対象となります。
Q7-3	婚姻またはパートナーシップ登録（甲州市又は山梨県）前から夫婦等が同居している物件の場合、補助の対象となる経費	婚姻またはパートナーシップ登録（甲州市又は山梨県）後の家賃・共益費が対象となります。

	は何ですか。	
8 対象経費に関すること <リフォーム>		
Q8-1	リフォーム費用の対象となるのはどのような費用ですか。	婚姻またはパートナーシップ登録（甲州市又は山梨県）に伴う住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用が対象となります。ただし、倉庫・車庫に係る工事費用、門・フェンス・植栽等の外構に係る工事費用、エアコン・洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象となりません。
Q8-2	夫婦等がリフォームを行う住宅の所有者である必要がありますか。	所有者である必要はありません。ただし、夫婦等の両方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること、また、夫婦等の両方または一方の名義でリフォーム工事を契約し、費用を支払っていることが必要です。
Q8-3	賃貸のリフォーム費用も対象となりますか。	対象となります。ただし、賃貸借契約で、本来貸主が負担すべき修繕費用は対象になりません。
9 対象経費に関すること <引越し>		
Q9-1	引越し費用の対象となるのはどのような費用ですか。	引越業者や運送業者（運輸局の許可を受けた運送業者）を利用して行った住居の移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用が対象です。レンタカー代、不用品の処分費用、知人に依頼して引越した場合にかかった費用は対象となりません。
Q9-2	婚姻またはパートナーシップ登録（甲州市又は山梨県）の前に行った引越しの費用は対象となりますか。	婚姻またはパートナーシップ登録（甲州市又は山梨県）を機とした同居であることが認められた場合は、対象となります。
Q9-3	引越しの際のエアコン移設・設置費用は対象になりますか。	対象となりません。
10 対象経費に関すること <その他>		
Q10-1	振込口座の名義人は申請者以外でも可能ですか。	申請者名義の口座、もしくは申請者の配偶者又はパートナー名義の口座に限りま

		す。
Q10-2	結婚新生活支援事業補助金は所得税がかかりますか。	一時所得に該当します。他の一時所得とされる所得との合計額が50万円を超える場合、申告をする必要があります。